

給 3 - 5 1

令和3年5月27日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

給与局給与第三課長

令和3年人事院指令14-2により職務専念義務を免除された  
非常勤職員の給与の取扱いについて（通知）

令和3年人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）により職務に専念する義務が免除された非常勤職員については、当該職務に専念する義務が免除された期間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第2項の規定に基づき、給与を支給することができるものと解されるので、念のため通知します。

以 上